



歩行者にも車にも 安全安心な柳津町に

町内小中学校の2学期終業式にあわせ、会津坂下地区交通安全協会柳津分会が横断ボックスやのぼり旗の撤去作業を行いました。また、冬場の安全運転の啓発に、八坂野地内・二本木地内へスリップ注意看板を設置しました。安全運転を心掛け、安全安心な柳津町にしましょう！

本号には、

- ・本文中に「町民税・所得税の申告相談・**確定申告**」について
- ・別紙として「**確定申告日程表**」

がありますのでご覧ください。

広報やないづお知らせ版

2022年(令和4年) 1/14号 vol. 503

スマホ操作やご質問に個別に対応する「個別相談会」を開催します

総務省デジタル活用支援推進事業の一環で、スマートフォンの操作方法やご不明な点などに関する個別相談会を開催します。(※参加費無料) スマホって何? という方や、スマホに触ってみたい方、スマホやデジタル機器をご使用で操作方法が分からない、この機能を使ってみたい等、参加者のご希望に沿って対応する「個別相談会」です。体験用スマホもあります!

予約は不要ですので、ご都合の良い時間にお気軽にお越しください。

◆開催日時: 2月2日(水) 13:00~15:00

◆開催場所: ふれあい館ホール

◆その他: ・どなたでもお気軽にご参加頂けます。マスク着用でお願い致します。
・感染症対策のため、ご来場時にお名前とご連絡先の記入、及び、検温・消毒にご協力の程お願い致します。

問 (株) エヌ・エス・シー Tel 0242-23-7771 みらい創生課 Tel 42-2447

“子ども見守り隊”の募集について

全国では、子どもが関わる痛ましい交通事故が後を絶たない状況です。昨年の上半期における交通事故は約700件発生し、負傷者数は900名にものぼり、下校時や下校後の時間帯に多く発生しています。

当町では、保護者をはじめ関係者のご協力により、安全・安心に通学できておりますが、なお一層の強化を図り、未来の担い手である子どもたちを交通事故から守っていきたいと思います。

つきましては、子ども見守り隊としてご協力いただける方々を下記により募集しますので、趣旨をご理解いただき、お申込みくださるようお願いいたします。

◆募集定員: 10名(定員に達しましたら、申込みを締め切らせていただきます。)

◆活動区域:	柳津小学校徒歩通学	安久津、一王町、諏訪町、寺家町、門前町、岩坂町、大平町、柳ヶ丘、檀ノ浦、桐ヶ丘、出倉、野老沢、小巻
	西山小学校徒歩通学	砂子原

◆活動時間: 登・下校時 ※どちらかのみで見守りでも結構です。

◆活動開始: 令和4年4月~(予定)

◆申込み: 令和4年2月28日(月) までに教育委員会へお申込み願います。

◆その他: ※活動内容・見守りの時間帯などの詳細については、3月に打合せを行います。
※ボランティアでのご協力となりますので、何卒ご了承ください。



問 柳津町教育委員会(教育課学校教育係) Tel 42-2115

柳津町水稻経営安定化事業補助金について

新型コロナウイルス感染症経済対策として、水稻農家を支援し、経営継続を促すため、以下のとおり補助金を交付しています。対象者に該当する場合は申請してくださいますようお願いいたします。

なお、ＪＡ会津よつば農業協同組合への出荷分については、令和３年１２月２９日（水）に口座振替にてお支払いしており、ＪＡ会津よつば農業協同組合以外に出荷している場合は申請が必要になります。

- ◆交 付 対 象 者：・基準日（令和３年１２月１日）時点において、柳津町に住所を有する個人・法人であり、令和３年産米の出荷者とする。
- ・出荷米の数量（キロ数）が証明できる場合に限り対象とする。
 - ・出荷後又は基準日以降に出荷者が死亡した場合は相続関係が分かる書類を添付し、町長が認めた場合に限り、相続人に交付する。申請があった日から支払日まで死亡した場合も同様の取扱いにする。
 - ・町税などに滞納がないこと。

※出荷米（うるち米、もち米含む）とは、民間企業へのお荷米、個人売買や委託売買等の売買米も含めたものをいう。ただし、出荷米に自家消費米・備蓄米・飼料用米は含まないものとする。

- ◆補 助 金 額：出荷米１袋（３０キロ）あたり３００円とする。
- １袋が３０キロ未満の場合は１キロあたり１０円で算定し、小数点以下の端数は切り捨てとする。

- ◆申請に必要な書類：・柳津町水稻経営安定化事業補助金交付申請書（第１号様式）
※役場地域振興課農林振興係又は西山支所に備えてあります。
- ・出荷米の数量（キロ数）が証明できる書類（出荷証明書や売買証明書等）
 - ・通帳の写し（見開いた１ページ目）

- ◆申請受付期限及び受付場所：申請受付期限／３月４日（金）まで
受 付 場 所／役場地域振興課農林振興係又は西山支所



問 地域振興課農林振興係 TEL 4 2 - 2 1 1 6

県民手帳・農業日誌等の販売状況について

県民手帳・農業日誌・ファミリー日誌・新農家暦については、役場での販売を終了しています。県民手帳については、町内では「観光物産館清柳苑」で販売されています。農業日誌等については、直接最寄りの書店までお問い合わせください。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

問 みらい創生課みらい創生係 TEL 4 2 - 2 4 4 7

町 県 民 税 ・ 所 得 税 の 申 告 相 談 ・

今年度の柳津町における申告相談は、**2月8日（火）から3月15日（火）**までの日程で柳津町役場本庁及び西山支所で実施します。（休日相談日（2月27日）以外の土日祝日除く）

確定申告は、前年1年間（令和3年1月1日から令和3年12月31日）の所得を申告するものです。所得税の確定にあわせて、町県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの算定基礎となる大切なものです。また、所得証明書などの発行資料になりますので忘れずに申告してください。

申告相談・確定申告の詳細日程につきましては、別紙申告相談日程表をご確認いただき、申告の際に必要な下記の『事前の準備をお願いします』に記載しております書類の準備をお願いいたします。

なお、ご不明な点につきましては、総務課税務係までお問い合わせください。

事前の準備をお願いします

相談前に収入・経費の集計や領収書などの書類を修繕費や肥料代など用途ごとに整理しておくことにより相談時間等の待ち時間短縮につながりますのでご協力をお願いいたします。

- ◎ 営業・農業・不動産などの収入や必要経費を集計してください。
- ◎ 医療費控除用の領収書を整理（合計）し、医療費控除の明細書を作成してください。
- ◎ 源泉徴収票・支払証明書・控除証明書など申告に必要な書類をそろえてください。

※申告相談にお越しになられた際に源泉徴収票などの必要書類が不足して申告相談が完了できず、再度申告相談に来場される場合は原則として相談時間中に改めて受付をし順番をお待ちいただくこととなりますので必要書類の事前確認をお願いいたします。

※源泉徴収票や保険料控除書類等が見当たらない場合には職場などの発行元にお問い合わせいただき再発行を受けることもできますので事前のご準備をお願いいたします。

国民健康保険に加入中で医療費控除を申請させる方へ

医療費控除では、町民課保健衛生係が送付する「医療費のお知らせ」を使用することができますが、11月～12月診療分につきましては、確定申告期間中の3月初旬頃の送付となるため、当該分につきましては、別途領収書に基づき「医療費控除の明細書」を申告に添付していただく必要があります。

◆【申告相談日程のご案内】のはがきについて

現在送付しておりませんので、「申告相談日程表」をご確認いただき、申告相談をお願いします。

◆電子申告による受付について

現在町の申告相談では、電子申告による受付を行っております。昨年度までに電子申告の情報登録をされた方で、税務署からの「確定申告のお知らせ」のはがきが届いている方は、ご持参ください。なお、今年度電子申告を初めて行う方は、情報登録が必要となり、従来より受付時間を要することとなりますので、時間に余裕をもってお越しください。

確定申告が始まります

◆税務署での申告が必要となる方について

以下の申告をされる方は、原則として税務署での申告が必要になります。

- 青色申告（相談期間内であれば完成した申告書をお預かりすることは可能です）
- 譲渡所得 ○株式（配当・譲渡） ○相続税・贈与税・消費税 など

以下の方は申告の必要がありません

- ・収入が給与のみであり、給与の支払先が1つで年末調整が完了している方
- ・公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、その他の所得金額（農業・営業・不動産等）が20万円以下の方

※収入がない方や遺族年金・障がい年金等を受給されている方については所得税の申告は不要ですが、住民税の申告は必要になります。未申告の場合、所得証明書などの発行や、児童扶養手当・国民健康保険税などの算定で不利益を受けることがありますので必ず申告をお願いいたします。

◆感染症拡大防止対策について

- ・相談会場での感染症拡大防止対策として入場時に37.5度以上の発熱がある方や咳などの風邪の症状がある方、マスク着用や検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から相談受付をお断りする場合があります。なお、会場入口等での手指消毒にご協力ください。
- ・相談会場には必要最小限の人数でお越しください。

問 総務課税務係 TEL 42-2113

令和3年分 税務署による確定申告書作成会場のお知らせ

開設場所：アピオスペース1階（会津若松市インター西90番地）

開設期間：2月16日（水）～3月15日（火）[土、日、祝日を除く]

開設時間：9：15～16：00

※申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場で当日配付しますが、LINEを通じてオンラインによる事前発行も可能です。なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。上記開設期間中は、税務署に申告書作成会場は設置していません。

※感染症防止の観点から、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

※申告書作成に関する一般的なご相談は、「確定申告電話相談センター」でお答えしています。

- ・電話番号 0242-27-4311（音声案内に従って「0番」を選択）
- ・受付期間 1月14日（金）～3月15日（火）
- ・受付時間 8：30～17：00（土曜日・日曜日・祝日を除く）

問 会津若松税務署 TEL 0242-27-4311

確定申告は、ぜひ、ご自宅から！

国税局及び税務署では、確定申告期間中、申告書作成会場に多くの方が訪れることから、利便性向上のため、ご自宅等からのe-Taxの利用推進に取り組んでおります。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(<https://www.keisan.nta.go.jp>)から自宅ですべて申告できます。

書き方や計算が分からない場合は**自動計算**（画面の案内に沿って入力）になります。また、面倒な入力も**マイナポータル連携**や**過去の申告データ**を利用可能です。**スマートフォンとマイナンバーカード**で、**ご自宅から確定申告が可能**です。

～令和3年分（令和4年1月以降）からは、より便利に！～

- ・マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信が可能

ICカードリーダー無しでe-Taxパソコンの画面に表示される2次元バーコード利用します。

- ・スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されます。

- ・スマホ専用画面の対象範囲が拡大

給与所得、年金収入等の雑所得、一時所得に加え、特定口座による株式等の譲渡所得等、上場株式等に係る繰越損失等が加わります。

問 会津若松税務署 TEL 0242-27-4311

第2回AIZUふれあいミーティング開催のお知らせ

会津地方振興局では下記のとおり婚活イベントを開催します。今回のテーマは“動物好き集合！！”です。ペットトレーナーによるペット講座を楽しみながら交流します。

◆日 時：2月5日（土） 13：30～15：30

◆場 所：会津美里町「新鶴ワイナリー」

◆対 象：30～40代の男女各7名 計14名（定員を超えた場合は抽選となります）

男性／下記会津管内に在住又はお勤めの方。

会津地域13市町村（会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町）

女性／地域制限はありません。

◆参加費：男性3,000円 女性2,000円

◆申込方法：ラジオ福島ホームページ内申込フォームからお申し込みください。

http://www.rfc.co.jp/aizu_fureai/

◆申込期限：1月26日（水）

問 ラジオ福島営業企画部内AIZUふれあいミーティング係

TEL 024-531-4320 FAX 024-531-4329



会津坂下警察署からのお知らせ

役場職員などを名乗る者から

「税金・医療費・保険料などの還付金がある」
「払い戻しがある」

などと電話があり、ATMに誘い出され、自らATMを操作し、口座間で送金し、お金をだまし取られる還付金詐欺が増加しています。



ATMで還付金の手続きはできません！！

息子や孫などを名乗る者から

「現金が入ったバッグを盗まれた（無くした）。」
「風邪を引いて、のどの調子が悪い。」
「携帯電話を無くして違う番号から電話をかけている。」

などの電話があり、直接現金を手渡すオレオレ詐欺も増加しています。



家族や警察に相談しましょう！
自宅電話を常時留守電にすることも効果的です！

なりすまし詐欺とオレオレ詐欺が増加しています！

柳津町ホームページ・アプリ等をぜひご利用・ご活用ください

町では、広報やないづやお知らせ版の発行の他に、ホームページやメール配信・SNSを活用し、より多くの皆様へ情報を発信しています。是非お役立てください。



ホームページ



防災情報メール



あなたの声



フェイスブック



インスタグラム

事故多発！！ 雪下ろし、雪かたしに注意を！！

屋根からの落雪事故や、雪下ろし中の転落事故が、氷点下の真冬日でも多発しています。

～安全な雪下ろし、雪かたしのポイント～

- ①作業は1人では行わず複数で行う。やむを得ず一人で行う場合は、家族や近所に声をかけ時々様子を見てもらう。
- ②転落防止のため、屋根の上では命綱を使用し、はしごの足元はしっかり固め、上部をロープで固定する。
- ③軒先の位置を確認し、足元の雪をしっかりと固め足場を作る。



このことに注意して安全な作業を心がけましょう！！

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器を設置しましょう！

火事・救急・救助は119

会津坂下消防署柳津出張所

TEL0241-42-2150

